

松山市印刷物広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松山市広告事業実施要綱（平成18年要綱27号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、本市が作成する印刷物（以下「印刷物」と総称する。）に対する広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 印刷物に掲載する広告物は、松山市広告掲載基準（平成19年1月5日施行。以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

(広告掲載に係る印刷物)

第3条 広告掲載を行う印刷物及び当該印刷物に係る広告物の位置、枠数等は、印刷物の作成の目的を妨げない限度において、印刷物ごとに市長が定めるものとする。

(広告物の制作及び経費負担)

第4条 広告物の版下原稿は、広告主が経費を負担するものとし、広告主は、市長の指定する仕様に従って制作し、市長に提出するものとする。

(広告主の募集及び広告掲載の申込み)

第5条 広告主の募集は、市長が印刷物の発行状況等を勘案してその時期、枠数、仕様等を決定の上、市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

2 広告掲載を行おうとする者は、広告掲載申込書（様式2-1の例による）を電子メール、FAX又は直接、市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条第2項の広告掲載申込書の提出を受けたときは、同条第1項の規定による募集の期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、その結果を申込者に広告掲載決定・不可通知書（様式3、4の例による）により通知するものとする。

(広告料)

第7条 広告料は、広告掲載を行う印刷物の種類、作成数、配布先又は配布形態、印刷物又は広告物のサイズ又は色数、印刷物の作成経費等を総合的に勘案し、印刷物ごとに市長が定めるものとする。

2 広告料は、広告掲載に係る契約の締結後、市長が定める日までに一括前納するものとする。

(広告内容の変更)

第8条 市長は、第6条第1項の広告掲載の可否を決定した後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し、広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第9条 市長は次に掲げるものに該当する場合は、広告主への催告、その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認めたとき。

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主は、書面により、自己の都合による広告掲載の取り下げを申し出ることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告料は返還しない。

(広告料の返還)

第11条 市長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載を取り消したときは、既納の広告料を返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成19年1月5日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年1月21日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。